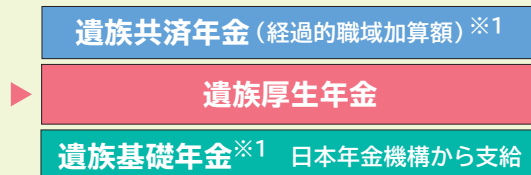


年金相談Q&A 遺族厚生年金



死亡を給付事由とする年金は右図のとおり、3種類あります。ここでは遺族厚生年金について、ご説明します。



※1 該当する方のみが対象

Q1 受給要件は？

A1 次の1～5のいずれかの要件を満たしているときに、遺族に遺族厚生年金が支給されます。

1. 厚生年金保険の被保険者が亡くなられたとき※2
2. 厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やケガが原因で初診日から5年以内に亡くなられたとき※2
3. 1級・2級の障害厚生（共済）年金の受給権者が亡くなられたとき
4. 受給資格期間が25年以上ある老齢厚生（退職共済）年金の受給権者が亡くなられたとき
5. 老齢厚生（退職共済）年金の受給資格期間が25年以上ある方が亡くなられたとき

※2 国民年金の被保険者期間および保険料についての要件を満たしていることが必要です。

Q2 『遺族』とは？

A2 遺族とは、被保険者であった方が亡くなられた当時、その方によって生計を維持されていた方のうち、下図に該当する方をいいます。優先順位が最も高い方が受給できます。



※3 内縁関係にある方を含みます。

※4 被保険者が亡くなられた当時に胎児であった子を含みます。

※5 被保険者であった方が亡くなられた当時に55歳以上であることが必要です。受給開始は60歳からとなります。

※6 被保険者であった方が亡くなられた当時、次のいずれかに該当することが必要です。

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、かつ婚姻していない。
- 20歳未満で1級または2級の障害の状態にあり、かつ婚姻していない。

注意 65歳以上の遺族厚生年金の受給者が老齢（退職）を事由とする年金をお持ちである場合、原則として老齢（退職）を事由とする年金を優先して受給することになります。遺族厚生年金は老齢（退職）を事由とする年金を上回る差額のみが支給されます。

Q3 請求するには？

A3 電話または文書により、当共済組合本部にご連絡ください。なお、組合員の方が在職中に亡くなられた場合は、在職していた都道府県の当共済組合支部に請求してください（連絡先および送付先は、年金カレンダーの裏面もご覧ください。）。

1 電話の場合

公立学校共済組合本部

☎ 03-5259-1122

（年金相談専用電話）

2 文書の場合

当共済組合ホームページからダウンロードし、「2-1.年金受給者の死亡に伴う連絡票」を当共済組合本部宛てに送付してください。

☞ トップページ ➡ 年金受給者（待機者）向け手続き ➡ 年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード



遺族の年金の詳しい内容については、当共済組合ホームページをご覧ください。

☞ トップページ ➡ 共済制度について ➡ 年金制度について ➡ 年金のしくみ ➡ 遺族の年金のしくみ

